

神戸市立墓園 「鷗越合葬墓」 使用許可申請のご案内

・合葬施設 ・遺骨あり ・市立墓園または納骨堂の返還なし

目 次

1. 手続きの流れ	1 ページ
2. 使用許可申請までに揃えていただくもの	2 ページ
3. 使用許可申請手続きについて	3 ページ
4. 当初使用料について	3 ページ
5. 使用許可について	3 ページ
6. 合葬墓使用上のご注意	4 ページ

1. 手続きの流れ

1	墓園施設使用許可書の提出 <ul style="list-style-type: none">・申請手続き書類を記入・押印の上、添付書類を添えて、郵送でお送りください。 詳細は、2ページ「2. 使用許可申請までに揃えていただくもの」 3ページ「3. 使用許可申請手続きについて」 をご覧ください。
----------	---



約3週間～8週間程度

2	当初使用料の納付 <ul style="list-style-type: none">・申請手続き書類等を郵送していただいた後、約3週間～8週間程度で、合葬墓の当初使用料の納付書を郵送します。・納付書が届きましたら、約3週間以内に、当初使用料を指定の金融機関窓口で納めてください。 (コンビニ納付は不可です) 詳細は、3ページ「4. 当初使用料について」をご覧ください。
----------	---



約3週間程度

3	使用許可 <ul style="list-style-type: none">・当初使用料を納めていただいた後、約3週間程度で、合葬墓の使用許可書を郵送します。 詳細は、3ページ「5. 使用許可について」をご覧ください。
----------	---



4	納骨 <ul style="list-style-type: none">・使用許可書とともに、「納骨手続きのご案内」が同封されますので、ご一読ください。 (納骨の際には、事前に<u>電話予約</u>が必要です)
----------	---

2. 使用許可申請までに揃えていただくもの

提出書類は、「7 戸籍謄本等公的書類」以外は**原本**を提出してください。(コピー等、複製されたものでは受付できません)

1	墓園施設使用許可申請書(合葬式墓地用)(様式第3号) <ul style="list-style-type: none"> ・1体につき1枚。 ・「<u>記名板</u>」はご希望の方のみチェックしてください。(使用許可後でも申込み可能ですが、数に限りがありますので、お断りすることがあります)
2	誓約書
3	注意事項確認書
4	申請者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から6ヶ月以内に発行のもの。 ・本籍、住定日の記載のあるもの。(個人番号(マイナンバー)は、記載を省略してください) ・同世帯(ご夫婦等)で申込まれている方は、住民票は1通で構いません。
5	申請者の印鑑登録証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から6ヶ月以内に発行のもの。
6	死体埋火葬許可証 または 改葬許可証 <ul style="list-style-type: none"> ・死体埋火葬許可証は、死亡届を提出した市町村が発行する許可証です。(火葬場で火葬したことを証明する印が押されていることが必要です) ※ 死体埋火葬許可証が見当たらない場合は、火葬場(斎場)へ「火葬証明書」の発行を依頼し、添付してください。 ・改葬許可証は、現在納骨している墓地または納骨堂のある市町村が発行するものです。詳しくは、納骨している墓地または納骨堂のある市町村にご相談ください。
7	戸籍謄本等公的書類(上記6で「改葬許可証」を提出される場合は、提出は不要です。) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申込者と遺骨との続柄が確認</u>できるもの。 ・発行日は問いません。
<p>・生活保護受給の方 → 1～7とあわせて、8、9も提出</p>	
8	墓園使用料減免申請書(様式第7号) <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給の方のみ提出
9	生活保護適用証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給の方のみ提出

※ 申請者が神戸市外在住の場合、1～7とあわせて、遺骨の方が生前に神戸市内に在住していた証明が必要です。(戸籍謄本など)

3. 使用許可申請手続きについて

「2. 使用許可申請までに揃えていただくもの」で挙げた必要書類をご用意の上、

〒652-0071 神戸市北区山田町下谷上字中一里山 12-1

神戸市墓園管理センター 合葬墓 合葬施設申請 宛

へ郵送してください。

4. 当初使用料について

書類審査終了後、納付していただく使用料です。

納付書の交付	墓園使用許可申請手続きで申請書類に不備等がなければ、後日当初使用料の納付書を郵送します。
納入期限 書類審査合格後、 約3週間以内	納入期限までに、金融機関の窓口でご入金ください。(コンビニ納付は不可) ※ 納入期限を過ぎてもご入金がない場合には、申込みを辞退されたものとみなします。
当初使用料	合葬施設・・・ 50,000円(1体あたり) 記名板・・・ 30,000円(1体あたり)
注意事項	一旦、納付された当初使用料はお返しできません。ただし、使用許可を受けた日から1年以内に許可の取り消しを受けた時は、当初使用料の半額を還付します。 合葬施設については、市立墓園を返還する方でその墓地に埋蔵されている遺骨及び生活保護受給者は半額となります。(別途、減免申請書を提出する必要があります)

5. 使用許可について

当初使用料を納めていただいた後、約3週間程度で、合葬墓の使用許可書を郵送します。

納骨の際に必要となりますので、大切に保管してください。

6. 合葬墓使用上の注意

- (1) 許可書に記載されている方の遺骨のみ受け入れることができます。他の方への変更等は一切できません。
- (2) 使用許可日以降、納骨ができます。(事前に電話予約が必要です)
- (3) 納骨の期限は特にありませんが、その間使用許可書を紛失しないよう注意してください。
- (4) 生前予約の方は、自己の死後の納骨について、親族等に十分説明しておいてください。
- (5) 合葬施設に埋蔵後は遺骨を返還することはできません。
- (6) 神戸市で慰霊祭等の祭事を行いません。又集団での祭事等は他の墓参者に迷惑がかかりますのでご遠慮ください。
- (7) お参りに際しては、参拝スペースで行い、線香・ろうそく等の火気は使用できません。
- (8) 合葬施設・個別安置施設とも立ち入り禁止となります。また、納骨に際しての立会いもできません。
- (9) 納骨に際しては、電話予約が必要です。連絡先等は後日お知らせします。

<お問い合わせ>

神戸市健康局 斎園管理課 墓園管理センター

電話：078-621-5667 Eメール：boen@city.kobe.lg.jp

神戸市北区山田町下谷上字中一里山1 2 - 1 (鶴越墓園管理事務所内)